

**令和7年度
鳥取県職員採用試験受験案内
〔学芸員（植物担当）〕**

◆鳥取県教育委員会事務局教育総務課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎5階

電話 (0857)26-7578 インターネット <http://www.pref.tottori.lg.jp/kyouiku/>

1 受付期間・試験日・試験会場・合格者発表日

受付期間	<p>令和6年10月1日（火）～ 令和6年11月15日（金）</p> <p>◎持参の場合の受付時間 8:30～17:15 (土曜日、日曜日及び祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。)</p> <p>◎郵便又は信書便の場合は11月15日（金）までの消印等（11月15日までに受け付けたことが明確に確認できるもの）のあるものに限り受け付けます。</p> <p>※申込みは、<u>できるだけ郵便又は信書便で早めに行ってください。</u></p>
第1次試験	<p>論文審査</p> <p>◎別紙「論文作成要領」に基づき作成された論文を審査します。</p> <p>◎論文は受験申込書と同時に提出してください。</p>
第1次試験合格者発表日	令和6年12月6日（金）（予定）
第2次試験	<p>令和6年12月16日（月）（予定）</p> <p>○開場時刻 12:30 ○試験開始時刻 13:00</p> <p>-----</p> <p>〔試験会場〕鳥取県庁32会議室（鳥取市東町1丁目271：第2庁舎4階）</p>
最終合格者発表日	令和6年12月24日（火）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・主な配属先

職 種	採用予定者数	職 務 内 容	主 な 配 属 先
学芸員 (植物担当)	1名	県立博物館等において植物を中心とした鳥取県の自然史に関する資料の収集・保管、調査研究、展示及び教育活動等の業務に従事する。	県立博物館 等

(注) 1 試験の結果によっては合格者がいない場合があります。

2 学芸員資格を有しない者が合格した場合は、学芸員以外の職での採用となります。

3 受験資格

- (1) 昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次の要件をすべて満たす人
 - 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院を卒業（修了）した人又は令和 7 年 3 月 31 日までに卒業（修了）する見込みの人
 - 植物（菌類、藻類、地衣類等も含む）の分類若しくは生態に関する分野に関する研究実績がある人※博物館法第 5 条に規定する学芸員資格は必要としませんが、学芸員資格を有しない者が採用された場合は、採用後に資格取得を目指していただきます。
- (2) 日本国籍を有しない人については、就職に制限のない在留の資格を取得している人又は令和 7 年 3 月 31 日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
- (3) 地方公務員法第 16 条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
第 1 次試験	論文審査 300点	これまでの研究に関する論文審査 ※課題、作成要領、記載例は「論文作成要領」とおり。 ※論文は、受験申込時に提出すること。
第 2 次試験	論文試験 100点	[1 問 (1 時間)] 鳥取県立博物館職員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	人物試験 300点	個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(注) 第 2 次試験は第 1 次試験の合格者に対して行います。

5 合格者の決定方法

- (1) 第 1 次試験
第 1 次試験の合格者は、論文審査の得点の高い順に決定します。なお、第 1 次試験の得点には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、不合格とします。
- (2) 最終合格者
第 1 次試験の得点に関わらず、第 2 次試験の合計得点の高い順により決定します。なお、各試験の得点にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、試験の合計得点に関わらず不合格とします。
また、試験の結果によっては合格者がいない場合及び補欠合格を行う場合があります。

6 合格者の発表

合格者の受験番号を鳥取県教育委員会のホームページに掲載するとともに、受験者全員に合否を通知します。

7 試験結果の開示

- ・鳥取県個人情報保護条例第 1 4 条第 1 項の規定により、即時開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験種目毎の得点、合計得点、順位	合格発表日から 1 月間。ただし、第 1 次試験の不合格者にあつては第 1 次試験の合格発表日から 1 月間。	教育総務課

- ・希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験日当日に 110 円切手を貼った受取先明記の通知用封筒 [長形 3 号 (12.0 cm × 23.5 cm)] を持参してください。

- ・試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による通知はできません。受験者本人が受験票、運転免許証、学生証等の写真により本人が確認できるものを持参して、直接教育総務課へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

8 採用時期、給与及び勤務時間等

(1) 採用時期

採用は、原則として令和7年4月1日の予定です。

(2) 給与

ア 初任給（月額）

(ア) 学芸員資格を保有する場合

大学卒：210,200円 大学院修士課程修了 229,400円、大学院博士課程修了 253,200円

※一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

- ◎大学卒業後、
 - 4年間の同種の勤務経験（常勤）のある26歳のかた 月額 241,500円程度
 - 8年間の同種の勤務経験（常勤）のある30歳のかた 月額 261,800円程度
- ◎大学院修士課程修了後、
 - 4年間の同種の勤務経験（常勤）のある28歳のかた 月額 257,100円程度
 - 8年間の同種の勤務経験（常勤）のある32歳のかた 月額 273,600円程度
- ◎大学院博士課程修了後、
 - 4年間の同種の勤務経験（常勤）のある31歳のかた 月額 271,600円程度
 - 8年間の同種の勤務経験（常勤）のある35歳のかた 月額 287,700円程度

（あくまで仮設条件に基づいて計算した金額であって、個人ごとの事情によって変動します。）

(イ) 学芸員資格を保有していない場合

大学卒：202,400円 大学院修士課程修了 215,600円、大学院博士課程修了 229,800円

※一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

- ◎大学卒業後、
 - 4年間の同種の勤務経験（常勤）のある26歳のかた 月額 225,400円程度
 - 8年間の同種の勤務経験（常勤）のある30歳のかた 月額 254,100円程度
- ◎大学院修士課程修了後、
 - 4年間の同種の勤務経験（常勤）のある28歳のかた 月額 246,400円程度
 - 8年間の同種の勤務経験（常勤）のある32歳のかた 月額 262,500円程度
- ◎大学院博士課程修了後、
 - 4年間の同種の勤務経験（常勤）のある31歳のかた 月額 256,700円程度
 - 8年間の同種の勤務経験（常勤）のある35歳のかた 月額 273,600円程度

（あくまで仮設条件に基づいて計算した金額であって、個人ごとの事情によって変動します。）

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和6年4月1日現在。採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。

(3) 勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

休憩時間を除き1日7時間45分

※上記を基準に、勤務時間を調整する場合があります。

イ 休日

週休2日制（ただし、必ずしも土曜日、日曜日及び祝日とは限りません。）

国民の祝日に関する法律に規定する休日に相当する日数で別に定める日

年末年始（12月29日～1月3日）

※上記を基準に、変則的な勤務形態となります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季 他）、病気休暇など

(4) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）

9 受験申込手続

提出書類	<p>①申込書1部・・・「受験申込書記載要領」をよく読んで、受験申込書に必要事項を記入の上、提出してください。</p> <p>②連絡用封筒1通（受験票送付用） ・・・・110円切手を貼り、郵便番号、送付先住所、宛名を明記した封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を提出してください。</p> <p>③論文（論文審査用）・・・「論文作成要領」に基づき、論文を作成し、提出してください。</p>
------	--

申込先	鳥取県教育委員会事務局教育総務課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎5階 電話：(0857)26-7578 〔郵便又は信書便により申し込む場合〕 上記の宛先へ送付してください。 ※封筒の表に赤字で「学芸員受験」と書いてください。 ※郵便で申し込む場合は、特定記録によるのが確実です。（郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）
受験票の交付	受験票は、後日郵便により送付しますが、11月22日（金）までに到着しないときは、鳥取県教育委員会事務局教育総務課にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次試験で提出していただいた論文は返却しません。 ・最終合格者決定後、採用までに受験資格確認のため、職歴証明書等を提出していただく場合があります。 ・申込書、論文等の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

10 個人情報の取扱いについて

本試験実施に際して収集する個人情報については、採用者の選考等採用手続以外には利用しません。

受験申込書記載要領

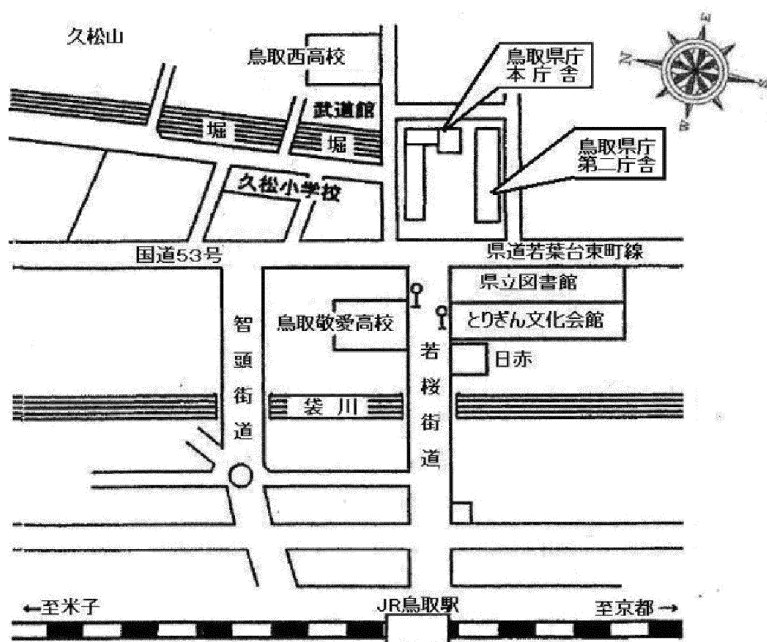
- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 黒又は青のボールペン又は万年筆を用い、※欄を除くすべての欄にもれなく記入してください。該当する口の中には✓印を付けて、その他の該当する項目は○で囲んでください。
- 3 現住所及び緊急連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話のある場合はその番号も記入してください。
緊急連絡先が現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。
なお、この現住所に試験合格通知を送ります。転居予定がある場合は、その旨を余白に記入し、試験合格通知の宛先を明示してください。
- 4 身体に障がいのある方で、車イスの使用など試験実施時に何か配慮が必要な場合は、連絡事項欄に記入してください。
- 5 業績（論文等）は、大学（学部）卒業論文以降の全ての業績について、別紙（様式不問）にて作成して添付してください。（詳細は、受験申込書の当該欄に記載したとおり。）
- 6 学芸員資格の有無を記載の上、学芸員資格を保有している場合（見込みも含む）は、取得（見込）年月日を記入してください。
学芸員資格を保有していない場合で、学芸員補資格を保有している場合（見込みも含む）は、いずれに該当するか選択してください。

試験に関する注意事項

- 1 試験当日は、必ず試験開始時刻までに掲示や係員の指示に従って試験室に入室してください。原則として、遅刻者は受験できません。
- 2 受験の際は**受験票**、**筆記用具**（HB又はBの鉛筆若しくはシャープペンシル、消しゴム）を持参してください。時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限りません。携帯電話を時計として使用することは認めません。

試験会場案内図

鳥取県庁周辺図



※会場へは、なるべく鉄道、バス等の公共交通機関を利用してください。

※公共交通機関の利用の際は、携帯電話やパソコンから出発地・目的地を入力するだけでバス経路（路線、時刻、運賃等）が検索できるとともに、バスの運行状況（現在地等）をリアルタイムで確認できる「バスキタ!とっとり」

(<https://tottori.buskita.com>)

が便利です。御利用ください。